

総会報告

特定非営利活動法人埼玉エコ・リサイクル連絡会

第 8 期 通常 社員 総会 議事録

- 1 日時 平成24年5月17日（木）午後1時30分から午後2時50分
- 2 場所 さいたま市大宮区桜木町1-7-5大宮ソニックシティビル904号室
- 3 社員総数 85名
- 4 出席社員数 67名
内訳 本人出席 24名
書面表決者 43名



石川 恵輪 会長

- 5 議題
第1号議案 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告承認の件
第2号議案 平成23年度財産目録、貸借対照表及び活動計算書承認の件
第3号議案 平成24年度役員選任の件
第4号議案 平成24年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業計画承認の件
第5号議案 平成24年度活動予算承認の件

6 議事の経過及び結果

(1) 理事の大前万寿美氏が本日の社員総会は定足数を満たして有効に成立している旨を述べて、開会を宣言した。

(2) 理事の大前万寿美氏から議長の立候補を個人会員に求めましたが立候補者が無かったので、理事の清水 守氏を指名、議長の選任につき諮ったところ、満場一致をもって理事の清水 守氏を議長に選任した。

(3) 議事録署名人選任の件

議事録署名人につき個人会員に立候補を求めましたが立候補者が無かったので、議長から本日出席の理事の石川恵輪氏及び理事の高橋茂仁氏を指名し諮ったところ、満場一致をもって同意がなされた。

また、議長は書記として出席会員から理事の轟 涼氏を指名し了承を得た。

(4) 第1号議案 平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告承認の件

議長は上記議案を上程し、平成23年度の事業の内容につき概要を専務理事の宮田

尚美氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案どおり承認可決した。

(5) 第2号議案 平成23年度財産目録、貸借対照表及び活動計算書承認の件

議長は上記議案を上程し、財産目録、貸借対照表及び活動計算書の内容につき概要を理事の高橋茂仁氏が説明した。引き続き、監事の平田 繁氏より第1号議案および第2号議案についての監査を行った結果、事業活動・活動計算書が公正に処理されている旨、報告され議決を求めたところ、全員異議無く原案を承認可決した。

(6) 第3号議案 平成24年度役員選任の件

議長は上記議案を上程し、理事及び監事の全員が平成24年5月31日をもって任期が満了するので、理事12名及び監事2名の選任を継続したい旨を述べ、原案の下記理事12名及び監事2名の候補者につき議決を求めたところ、全員異議無く原案どおり承認可決し、選任された理事及び監事は、その場で、就任を承諾した。

直ちに別会場において第2回理事会を開き、役員互選を行い会長には石川恵輪氏が就任することを専務理事の宮田尚美氏より報告された。

記

理事	石川恵輪(再任)	理事	大前万寿美(再任)
理事	上領園子(再任)	理事	齊藤勉(再任)
理事	清水守(再任)	理事	高木康夫(再任)
理事	高橋茂仁(再任)	理事	土淵昭(再任)
理事	轟涼(再任)	理事	中澤啓子(再任)
理事	原田史(再任)	理事	宮田尚美(再任)
監事	島田憲一(再任)	監事	平田繁(再任)

(7) 第4号議案 平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)事業計画承認の件

議長は上記議案を上程し、平成24年度事業計画の概要を専務理事宮田尚美氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案どおり承認可決した。

(8) 第5号議案 平成24年度活動予算承認の件

議長は上記議案を上程し、平成24年度活動予算の概要を理事の高橋茂仁氏が説明して議決を求めたところ、全員異議無く原案を訂正し承認可決した。

以上をもって本総会のすべての議案の審議が終了したので、議長は閉会を宣言した。

上記の議決を明確にするため、議長及び議事録署名人2名がこれに署名、押印する。

平成24年5月17日

議長 清水守

議事録署名人

石川恵輪・高橋茂仁

テーマ「震災がれきについて考える」

講師：(株)環境総合研究所顧問独立系メディアE-wave Tokyo

池田こみち氏

1. 広域処理（特に遠距離輸送）は、環境負荷を日本中に拡散する結果になるので望ましくない。

理由

- (1) 岩手県のがれきの放射能は比較的低いとしても焼却によって濃縮されます。
- (2) アスベストを含む建築廃材が混入している可能性は無視できません、
- (3) 農薬など有害化学物質や重金属類も焼却によって環境負荷が排出されます。
- (4) 遠距離輸送に伴うCO₂や排気ガスによる環境汚染は避けられません。

2. 巨額の費用が国の財政を圧迫すること。

中央の独断で大型予算と広域処理を決め、巨額の予算がばら撒かれています。被災地で使う方がはるかに低額で済み且つ被災地対策としても有益/有効ではないか。

3. 被災地の中には「復興の妨げになっていない」「地元で堤防・埋立て・地盤強化剤などで活用し、雇用にも役立つ」という自治体も相当あるので、そちらを優先すべきです。

4. 一般廃棄物処理は本来地方自治体の業務なのに、「災害廃棄物安全評価検討会」での「がれき特措法」制定に当って地方自治体から意見聴取せず、非公開、行政文書不存在など密室内で中央官僚・ゼネコン・特殊法人などが決め、自治体に指示したやり方は地方分権に反しているのではないか。

5. その後震災がれき総量と広域処理必要量の見直しが進んでおり、環境省で確認中である。

- (1) 宮城県のがれき量は大きく減量になった（1570万t→1150万t）
- (2) その結果、広域処理必要量も大幅減（354万t→127万t）
- (3) 岩手県では総量、広域処理必要量も増えた（476万t→539万t／57万t→120万t）
- (4) 両方に共通して、木くずなど焼却可能がれきの引き取りは順調に進んでいる。理由は、地元で新設された31基の焼却炉で焼却が始まったこと、近隣自治体での引取りも増えたことなど。逆に埋め立てがれき（金属くず、瓦、土砂など）は増えていて、堤防、防潮堤、沈下地盤の補強材などにも使われているが広域処理も要請されている。

（報告者：河登一郎）



震災がれきの受け入れについて、気になる点を埼玉県にお尋ねしました。

長年ごみ問題に取り組んできたエコ・リサとして埼玉県へ震災がれきの受け入れについて質問をしたところ、平成24年6月21日付で以下の回答をいただきました。回答書の中に、意見交換の個別対応はできないと書かれていますが、エコ・リサ事務局が確認したところ、運営委員会でのいくつかの質問は受けていただけるようですので運営委員会にご参加ください。

このところの新聞報道でも明らかなように、被災地でのがれきの量が大幅に減少しています。がれきの量、場所、種類を国が徹底的に調査して情報を公開することが大事だと思います。そのことによって、埼玉県も自治体に要請する予定の8000 tを要請せずに済む可能性があります。逆に不燃物のがれき量は増えています。これからの動向を注視していく必要があると思います。